じん肺健康管理 実施状況報告 載. 要

〈報告義務者〉

粉じん作業に常時従事する労働者(過去に当該 事業場で従事したことがある労働者を含む)を1人 でも使用する事業者は、12月31日現在におけ るじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2 月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出し なければなりません。(じん肺法施行規則第37条 第1項)

〈本年中に実施したじん肺健康診断実施者 の延数〉

(本年中に実施した項目のみ記入して下さい。) (イ)就業時健康診断:就業時健康診断を実施し た場合、受診労働者数を記入してください。 (ロ) 定期健康診断: 小計欄に、受診者数を記入し

てください。 ・第1号~第4号の欄には、小計欄記載した受診労

働者数の内訳を、次の分類ごとに記入して下さい。 〈第1号〉: 粉じん作業に従事している労働者で所 見がない(管理1)ものの人数 〈第2号〉: 粉じん作業に従事している労働者で、じ

ん肺管理区分が2又は3であるものの人数 〈第3号〉: 粉じん作業に従事していた労働者で、 じん肺管理区分が2であるものの人数

〈第4号〉: 粉じん作業に従事していた労働者で、じ ん肺管理区分が3であるものの人数 (ハ)定期外健康診断:じん肺法第9条に基づいて、 臨時にじん肺健康診断を実施した場合は、小計 欄にその受診者数を、また、臨時健康診断の一 部として、肺がんに関する検査を実施した場合は

その実施者数を記入してください。 (二)離職時健康診断:じん肺法第9条の2に基づ き、離職時の健康診断を実施した場合は、その受

〈産業医〉

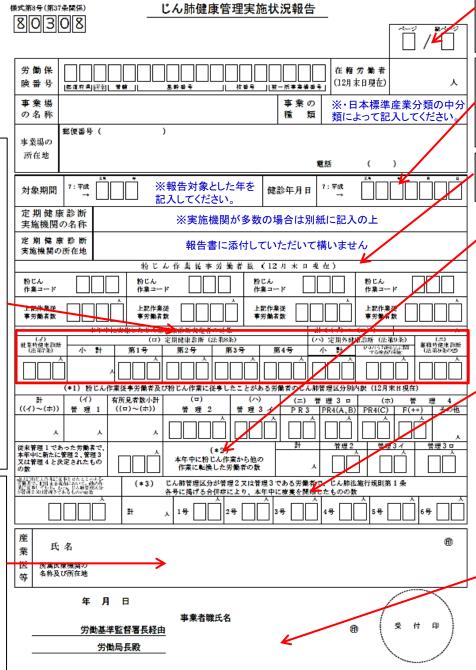
診者数を記入してください。

•事業場選任の産業医に氏名の記載・押印若しく は署名をもらってください。 当該産業医が医療機関に所属若しくは開業医の

場合は、所属医療機関名及びその所在地も記入 してください。 ・常時使用する労働者数が50人未満により、産業

医の選仟義務がない事業場においては、空欄で 構いません。なお、産業医の選任義務がある事業 場で、なんらかの事情により、産業医が選任され ていない場合においては、「未選任」と記入してく ださい。

他の医療機関での受診等、当該産業医が健診 を実施していない場合も、当該産業医の氏名の 記載・押印若しくは署名が必要です。



〈ページ/総ページ〉

・粉じん作業コード記載欄が不足する場合で報告 用紙が複数枚になる場合に記入して下さい。なお、 2ページ以降の報告書については、粉じん作業 コードのほか「労働保険番号」、「健診年月日」、 及び「事業場の名称」欄を記入してください。

〈健診年月日〉 一定期間に実施された健診をまとめて報告する 場合には、報告日に最も近い検査年月日を記載

してください。 ・健康診断を実施していない場合は、記入する必 要はありません。

〈粉じん作業従事労働者数〉 粉じん作業コードについては、報告書裏面を参照

してください。

〈本年中に粉じん作業から他の作業に転換 した労働者の数〉

作業転換時におけるじん肺管理区分で記入して ください。

〈じん肺管理区分が管理2又は管理3である 労働者で、じん肺法施行規則第1条各号に 掲げる合併症により、本年中に療養を開始 したものの数〉

・本年中にじん肺管理区分決定を受け、次に掲

げる合併症に罹患しているとされた者の人数を合 併症の内訳ごとに記入してください。 合併症は、じん肺管理区分決定の通知書により

判断して記入して下さい。

1号~6号の合併症名は次のとおりです。 <1号>肺結核

<2号>結核性胸膜炎

<3号>続発性気管支炎 <4号>続発性気管支拡張症

<5号>続発性気胸

<6号>原発性肺がん

〈事業者職氏名〉

本欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、 署名することができます。なお、報告等を行う職 務権限が事業場の長に委譲されている場合には、 法人代表者職氏名を記入した上で事業場等の長

(支店長、営業所長等)職氏名印で報告すること が出来ます(労働保険代理人は所管する法令が 異なるため、労働保険代理人職氏名(総務部長

等)では報告出来ません)。